

第4章 都市構造・都市基盤

第1節 持続可能なまちづくり

〔現状と課題〕

本市は、豊かな自然環境との調和を図り、適正な土地利用の誘導や計画的な都市施設の整備によって、秩序ある良好な市街地の形成に取り組んできました。

しかし、人口減少に伴い、市街地における人口の低密度化が進んでおり、今後もその傾向が続くことで、地区によっては、商業機能をはじめとした日常生活に必要な都市機能の維持や、都市基盤施設の効率的な維持管理が困難となってくることが予想される状況となっています。

こうした課題に対応していくため、これまで取り組んできた良好な市街地形成に引き続き配慮しつつ、一定の人口密度を保ちながら、都心部をはじめ、拠点として位置付けている地区に都市機能を維持、確保するなど、持続可能な*コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要です。

また、コンパクトなまちづくりにおける都市全体としての利便性向上の観点から、釧路駅を中心とした都心部については、まちなか居住を推進しつつ、ひがし北海道の中核都市としてふさわしい、交通結節点機能の強化や広域的な都市機能の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

阿寒本町地区やJR音別駅を中心とした市街地区である、都市的地域に準じる地域については、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりが求められています。

バスなどの公共交通機関の利用者は、人口減少や少子高齢化、自動車依存の高まりによって減少しており、路線の維持、確保が課題となっています。

公共交通は、日常生活に欠かすことができない移動手段であると同時に、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにも寄与し、さらには、コンパクトなまちづくりを進めていくうえでも公共交通によるネットワークの活性化は重要なものです。

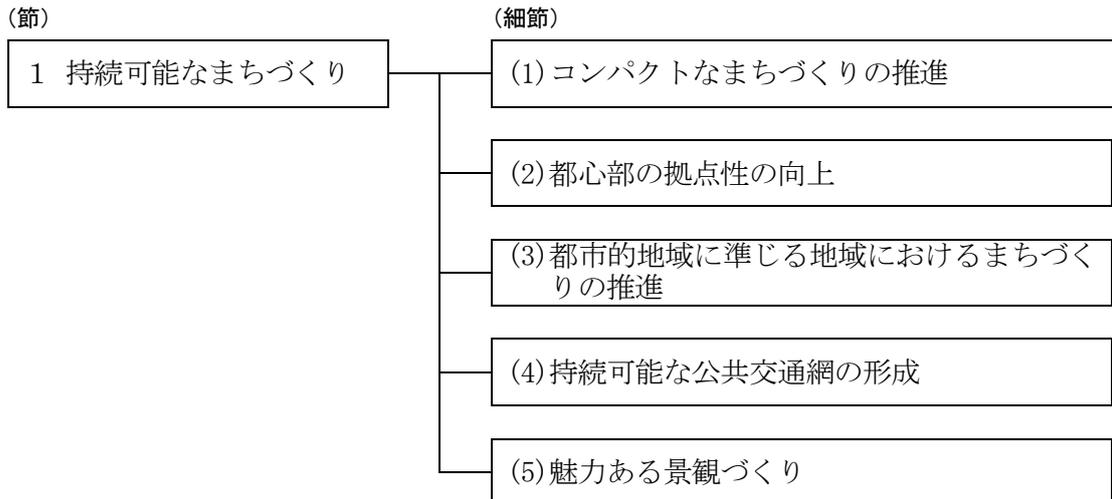
過度に自動車へ依存する社会基盤を見直し、市民の生活に密着した公共交通を守るため、利便性が高く効率的な公共交通網を再構築し、併せて利用促進の取り組みや利用環境の整備を行うなど、持続可能なまちづくりを支える交通体系の確立が求められています。

本市では、自然、歴史、文化等と市民生活、経済活動等が調和した多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら、良好な景観を次代に引き継ぐため、2010(平成22)年4月に施行した「釧路市景観条例」及び「釧路市景観計画」に基づき、釧路らしい個性豊かな景観づくりに取り組んできました。

良好な景観とは、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけ、市民の地域に対する愛着やふるさと意識を育むものです。

釧路の特性を生かした魅力あふれるまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって、釧路らしい景観の保全、整備及び形成を進める必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) コンパクトなまちづくりの推進

都市計画の基本理念のもと、長期的な視点に立った土地利用の誘導や計画的な都市施設の整備、個性を生かした地域づくりなどを進め、秩序ある健全な都市形成を図ります。

また、居住や都市機能の立地の適正化を図り、人口減少に対応した将来に持続可能な都市構造を目指すコンパクトなまちづくりを推進します。

(2) 都心部の拠点性の向上

都心部については、ひがし北海道の中核都市である本市の顔として、商業・業務機能の集積や、教育・文化などの高次都市機能の維持・向上、にぎわいの創出等による活性化を図るため、その玄関口となる釧路駅周辺の交通結節点機能の強化、まちなか居住の推進に伴う関係機関との連携や民間支援、商業機能の充実、再開発の支援、行政・文化・業務・医療機能などが複合するゾーンの形成を図ります。

(3) 都市的地域に準じる地域におけるまちづくりの推進

将来にわたり安心して暮らすうえで必要な生活サービスを受けられる環境を維持するため、小さな拠点づくりを進めます。

(4) 持続可能な公共交通網の形成

利便性が高く効率的な公共交通網を形成し、併せて利用促進のための情報提供方法の改善や利用環境の整備を図り、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通を実現するため、バスや鉄道などの交通事業者や関係機関と連携しながら、市民と協働する交通まちづくりを推進します。

(5) 魅力ある景観づくり

釧路らしい景観の保全、整備及び形成を進めるため、良好な景観づくりの総合的な推進を図るとともに、市民の景観意識の向上に努め、市民協働による景観づくりに取り組みます。

市民が地域に誇りを持ち、住み続けたいと思う潤いのある景観づくり、また、観光客・来訪者が行ってみたいと思う個性豊かな景観づくりに努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市都市計画マスタープラン 2008(平成20)年度

- 鉏路市立地適正化計画 2016(平成28)年度
- (仮称)鉏路都心部まちづくり計画 2019(平成31)年度
- 鉏路市過疎地域自立促進市町村計画 2016(平成28)年度
- 鉏路シビックコア地区整備計画 1996(平成8)年度
- 鉏路市地域公共交通網形成計画 2017(平成29)年度
- 鉏路市景観計画 2010(平成22)年度
- 鉏路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第2節 道路・河川

〔現状と課題〕

道路については、主に道東自動車道等の高規格道路及び国道、道道で構成される幹線道路ネットワークと主に市道で構成される生活道路ネットワークに分けられます。

幹線道路ネットワークについては、道東自動車道の延伸に伴い、移動時間の短縮などの整備効果が表れてきていますが、阿寒*IC～釧路西ICが未供用となっています。また、国道、道道は、一部で隘路区間等があることから、円滑な人流及び物流の基盤や災害発生時における緊急輸送体制の構築のためには、さらなる整備が求められています。

一方、生活道路ネットワークは、日常生活や地域活動における快適な移動を支え、市民の暮らしに欠くことのできない重要な生活基盤であることから、学校指定通学路等の公共施設周辺の道路を中心に、交通混雑の緩和や車両と歩行者などの安全の確保、迅速な除排雪等の冬期間の安全な路面管理が求められています。

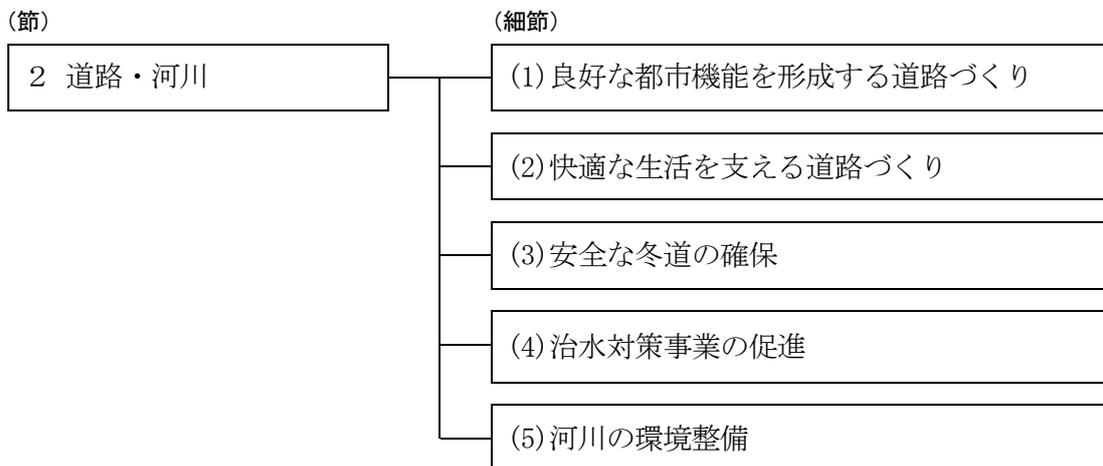
また、道路、橋梁、トンネル、舗装、道路付属物等は、それらの機能に支障が生じることのないよう、適切な維持修繕、管理が必要です。

今後も、人口減少や高齢化の進行、環境負荷の低減などを踏まえつつ、地域の生活や産業を支え、市民の安全・安心のため、計画的な道路網の整備や維持管理を行う必要があります。

河川については、大雨や洪水などによる浸水被害を防止、解消する治水機能と、自然環境や水辺環境を生かした市民の潤いの場の創出など、重要かつ多様な役割を担っています。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、治水対策事業及び親水機能や水環境の保全に配慮した河川環境の整備を推進し、また、海岸の保全対策を促進する必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 良好な都市機能を形成する道路づくり

幹線道路ネットワークについて、道東自動車道及び国道、道道の整備を促進し、円滑な人流及び物流基盤、災害時における緊急輸送体制を構築します。

安全で円滑な都市内交通を確保し、良好な都市環境を形成するため、*都市計画道路の整備を

*IC…インターチェンジ。一般道路とつながる高速道路の出入口用道路。

*都市計画道路…都市計画法に基づいて位置付けられた道路。円滑な都市活動を支え、市街地の骨格を形成し、都市の貴重な空間となる、根幹的な道路として、都市計画上にその区域等が定められた都市施設のこと。

進めるとともに、将来交通量に対応した効率的・効果的な道路網の構築を目的に、未整備の都市計画道路の見直しを実施します。

(2) 快適な生活を支える道路づくり

生活道路ネットワークについて、学校指定通学路等において、車道幅や歩道整備を推進するとともに、路面の段差解消等、適切な維持修繕を行い、安全で円滑な交通を確保し、地域の住環境の向上に寄与します。

また、橋梁、トンネル、舗装、道路付属物等について、道路法等に基づいて定期点検を実施することにより、施設の状態を適切に把握するとともに、計画的な維持修繕を実施することで、施設を健全に保ち、長寿命化を図ります。

(3) 安全な冬道の確保

ロードヒーティング及び除雪機械の適切な更新・運用、凍結防止剤の散布等を実施することで、安全で円滑な冬期交通を確保します。

(4) 治水対策事業の促進

国及び北海道が管理する1級及び2級河川の整備を促進するとともに、釧路市水防計画の重要水防箇所指定されている本市が管理する河川の整備を行い、治水安全度の向上を推進します。

また、波浪、高潮などによる災害や海岸浸食を防止するため、海岸管理者である北海道と連携し、海岸の保全対策を促進します。

(5) 河川環境整備

河川環境保全、自然再生、周辺整備などにより、親水機能や水環境の保全に配慮した河川環境整備を推進します。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 2013(平成25)年度
- 釧路都市圏の都市交通マスタープラン(北海道策定) 2013(平成25)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第3節 港湾・空港

〔現状と課題〕

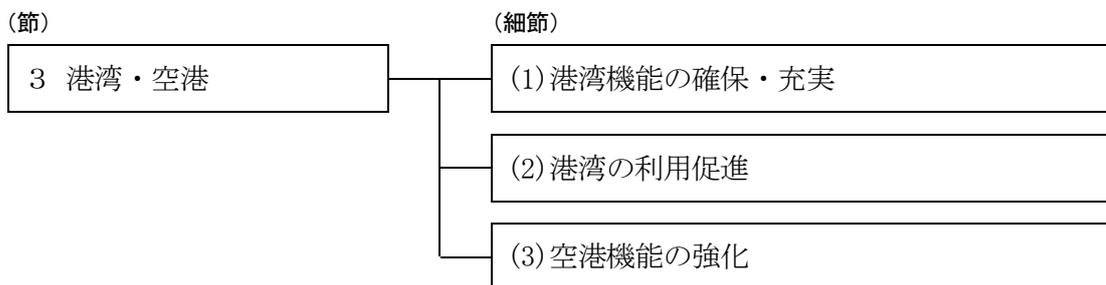
釧路港は、ひがし北海道一円を背後圏とし、国内外との貿易や大型クルーズ船の寄港を通じ、地域の暮らしや産業活動等を支える物流・人流の拠点となっています。東港区は日本有数の漁業基地として利用されるとともに耐震・旅客船ターミナルを中心としたにぎわいと防災の拠点が形成され、地域住民の安全・安心の向上に寄与しています。西港区は基幹産業に関連するバルク貨物や、国内外への定期航路ネットワークを有する物流の拠点が形成されており、現在は、平成23年に改訂された「釧路港港湾計画」に基づいた港湾整備が進められているところです。

しかし、近年、船舶の大型化やクルーズ船の寄港数増加など、釧路港を取り巻く状況が大きく変化していることから、必要な施設整備や受入環境の充実等、適切な対応を図っていくとともに、今後のクルーズ需要増やフェリー誘致の可能性などを見極め、地域経済界・関係団体等と連携した港づくりや利用促進を図る取り組みを進めていく必要があります。

また、既存の港湾施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理等による安全・安心な港づくりを進めていく必要があります。

ひがし北海道の空の玄関口となるたんちょう釧路空港は、国内外からの観光客やビジネス客が往来する国内・国際交流のための拠点となっており、今後も、利用の拡大につながる取り組みを進めるとともに、空港の国際化を推進するため、CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実を図る必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 港湾機能の確保・充実

釧路港港湾計画に基づいた施設整備を進めるとともに、釧路港を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し等を実施し、港湾機能の充実を図ります。

また、維持管理計画書に基づく適切な維持管理や、既存施設の改良を視野に入れた老朽化対策の実施等により、港湾機能の確保に努めます。

(2) 港湾の利用促進

近年定着しつつあるクルーズ船の安定的な寄港に向けて誘致活動を行うほか、受入環境の充実・向上に努め、にぎわいある港づくりを進めます。

また、物流拠点港として地域活性化につなげられるよう、地域の経済界、関係団体等との連携により*ポートセールスを行うなど、釧路港の利用促進を図ります。

*ポートセールス…港湾のさらなる利用促進を図ることを目的とした、荷主や船舶会社等への誘致活動、宣伝、広報活動など。

(3) 空港機能の強化

ひがし北海道の拠点空港として、道内空港一括民間委託を通じ、地域一体となって運営事業者と連携しながら、利便性向上などの空港機能の強化に努めます。

また、世界に通用する観光地の玄関口としての役割を担うため、CIQ体制の充実を促進するとともに、国際・国内航空路線の拡充などにより空港の利用拡大に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路港港湾計画 2011(平成23)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4節 住宅

〔現状と課題〕

本市の住宅政策は、高度経済成長期の人口増加に伴う住宅不足に対応した大規模な住宅地開発や、公営住宅を中心に大量の住宅供給によって量的な住宅不足を解消した後、質の高い住宅市街地形成を中心に居住水準の向上に向けた取り組みを進めてきました。

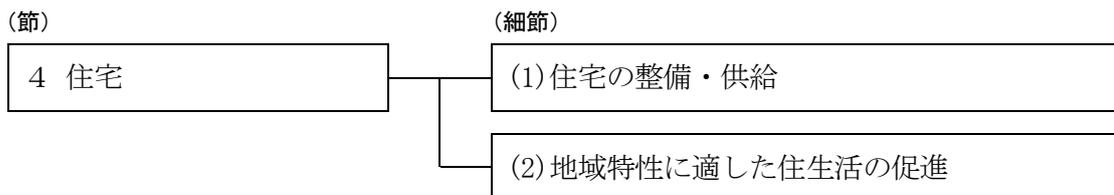
市営住宅は、量的充足がなされた後も住宅*セーフティネットの構築、高齢化などに対応した福祉施策との連携など、住宅政策の推進に重要な役割を果たしています。

既に人口が減少し、少子高齢化が進むなか、これからは、コンパクトな住宅市街地の形成や、地域の特性に適した住まいづくりを促進するとともに、安全・安心な、子どもから高齢者・障がい者まで誰もが暮らしやすい住環境の実現に向けた施策の展開が必要となっています。

また、昭和40年～50年代に大量供給した住宅*ストックの老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えています。市営住宅は、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢への対応や多様化する住宅確保要配慮者への重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの中核を担う必要があるため、市営住宅ストックの効率的・効果的な活用が必要となっています。

加えて、増加を続けている空き家について、所有者による適切な管理や活用を促進する取り組みや、老朽化が著しい空き家の対応が求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 住宅の整備・供給

安心して子どもを産み育て、高齢者や障がい者が安心して暮らし続けることができる、多様な世帯が住み続けられる住まいづくりに取り組みます。

これまで進めてきた既存住宅の耐震化や公営住宅施策をはじめ、民間賃貸住宅施策、空き家等対策を含めた全体的な質の向上に取り組み、安全で安心な住まいづくりを進めます。

(2) 地域特性に適した住生活の促進

関係機関と連携を図りながら、地域の気候や自然に適した住宅の普及など、地域の特性を生かした釧路らしい住まいづくりを促進するとともに、地域材や地域の技術力を生かすことで域内循環の取り組みを進め、市内の住宅産業の育成に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市住生活基本計画 2018(平成30)年度
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 2018(平成30)年度
- 釧路市空き家等対策計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*セーフティネット…経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策。
*ストック…現有の資産(財産)のこと。

第5節 水道・下水道

〔現状と課題〕

本市の水道は、1927(昭和2)年の給水開始から90年を超え、水道管路の総延長は1,147km(平成28年度末)に達しています。一方、高度経済成長期に集中的に整備してきた配水管や施設の多くは老朽化が進み、将来にわたり「安全な水質、安定した水道水供給」のための機能を維持するには、愛国浄水場をはじめとする浄水施設や老朽管路の更新などが必要となっています。

また、上水道の水源である釧路川の環境保全の取り組みや、水道水の安全性確保・安定供給のための水質検査も重要です。

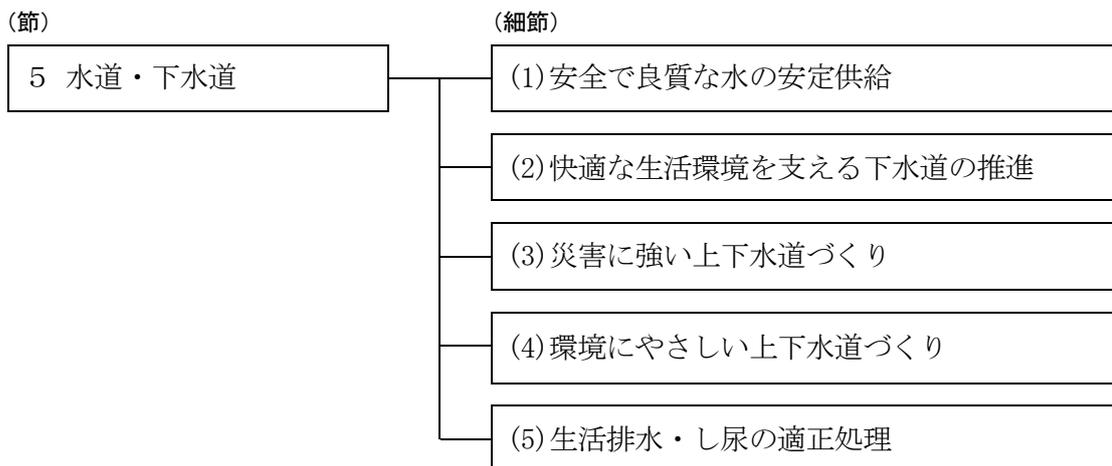
このようななか、水道事業の経営環境は、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入の減少が続き、厳しさを増しています。このため、財源不足解消に向けた取り組みや、水需要の減少等を考慮した施設更新や規模の見直しなど、長期的視野に立った経営基盤の強化と効率的な経営が必要となっています。

本市の下水道は、1955(昭和30)年に釧路地域の公共下水道事業に着手し、阿寒・音別地域については特定環境保全公共下水道事業により着実に整備を進め、処理人口普及率は98.5%(2016(平成28)年度末)に達し、ほぼ充足している状況にあると言えます。

これからも安全安心で快適な下水道環境を確保するためには、浸水地区の解消、老朽施設の適切な管理や更新、地震災害時における機能保全対策、異常降雨時の*不明水対策が課題となっています。

本市の生活排水やし尿の処理は、水洗化の普及により、処理量が年々減少していますが、公共下水道等による集合処理が難しい地区においては、適切な生活排水処理対策の推進が不可欠です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 安全で良質な水の安定供給

安全で良質な水道水を安定的に提供するため、老朽化が進んだ水道管や浄水場の計画的更新を進め、給水機能の維持、向上を図ります。

また、水道水源の保全や水質監視・検査体制の充実などに努め、今後も「*水道GLP(優良試

*不明水…下水管路内に、管路の継ぎ手部・マンホールの蓋穴・ます等から浸入してくる地下水・雨水等。

*水道GLP…水道の水質検査を実施する機関を対象にその検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを、第三者機関(公益社団法人日本水道協会)が客観的に評価し、認定する制度。

験所規範) 認定」を維持しながら、一層の安全性の確保を図ります。

(2) 快適な生活環境を支える下水道の推進

快適で衛生的な生活環境を確保するため、異常降雨に対応する施設整備や老朽化した施設の長寿命化と更新を計画的に進め、施設機能の維持保全に努めます。

また、雨水管渠の整備を地域ごとの状況を踏まえながら段階的に実施し、雨水による浸水被害の解消を図ります。

(3) 災害に強い上下水道づくり

災害発生など非常時においても必要最低限の*ライフライン機能を確保し、市民生活への影響を最小限にとどめるため、上下水道施設ごとに総合的に判断された優先順位に沿った計画的な耐震補強や防災整備を実施し、災害に強い上下水道システムの構築に努めます。

また、応急給水・応急復旧体制の充実に努めます。

(4) 環境にやさしい上下水道づくり

環境にやさしい上下水道事業を維持するため、釧路川の水質の保全に努めるとともに、浄水・下水道汚泥の減量化と有効活用を図ります。

(5) 生活排水・し尿の適正処理

生活排水を適正に処理するため、公共下水道等による集合処理が難しい地区においては、*合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

また、し尿・浄化槽汚泥等の処理については、*共同汚水処理施設 (MICS) への負荷を軽減し、安定的かつ一層の効率的な処理を図るため、適正な維持管理に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市水道ビジョン 2012(平成24)年度
- 釧路市下水道ビジョン 2012(平成24)年度
- 釧路市一般廃棄物処理基本計画 2009(平成21)年度

*ライフライン…水道・下水道・電気・ガス等の公共公益設備や、電話・インターネット等の通信設備など、日常生活を営む上で必要な基盤設備。

*合併処理浄化槽…水洗トイレの汚水とそれ以外の排水(生活雑排水)を併せて処理する、小さな下水道処理施設のような設備。

*共同汚水処理施設(MICS) …効率的な汚水処理事業を展開するため、複数の汚水処理施設が共同で利用する施設(共同水処理施設)を基本的に下水道敷地内に整備し、他の汚水処理と一括処理することにより、効率的な維持管理や複数の行政施設の集約化を行うこと。

第6節 公園

〔現状と課題〕

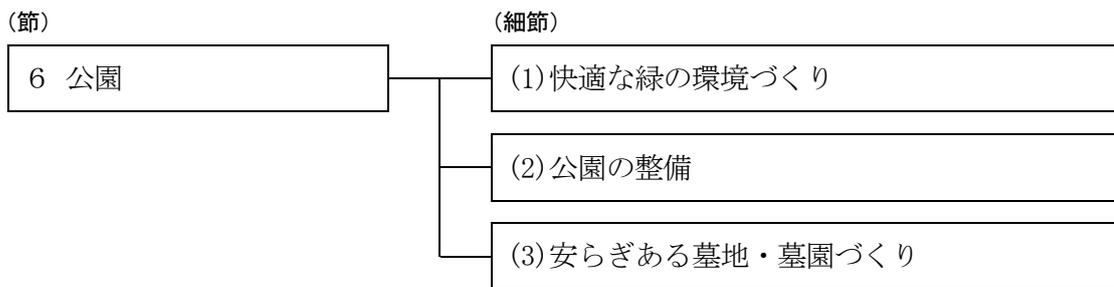
まちの緑や公園は、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな市民生活に欠かせないものです。また、地域の交流の場や、子どもが安全に遊び健全な発達を促す場、さらには、災害時には避難地としての役割があります。

本市では、まちの公園や緑地は一定の整備が進んできましたが、一方で公園施設の老朽化が進んでおり、必要な整備とのバランスを図りつつ既存施設の機能を維持することが課題となっています。

今後も公園や緑地の多様な機能を十分に発揮していくためには、これまで進めてきた市民や企業との協働による緑化施策や公園・緑地などの環境整備とともに、地域の特性や課題に合わせた適正な管理運営や整備・改修を引き続き進めていく必要があります。

墓地においては、景観や周辺環境への配慮が求められているとともに、市民にとってかけがえのない墓地として、安らぎのある快適な環境の維持に永続的に取り組む必要があります。火葬場についても適切な維持管理が必要となっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 快適な緑の環境づくり

心に潤いと安らぎを与え、緑あふれるまちづくりを進めるため、緑化に関する情報の提供や活動の支援などにより、緑化意識の醸成を図るとともに、市民や企業との協働により緑化活動を推進します。

(2) 公園の整備

市民の憩い、自然とのふれあい、スポーツ・イベントなどの場の確保、地域活動や子育ての支援、防災機能の充実を図るため、日常生活で気軽に利用できる公園・緑地の整備、保全、管理を進めます。

また、老朽化した公園施設の計画的な改修を進め、利用者の安全・安心の確保に努めます。

(3) 安らぎある墓地・墓園づくり

安定した墓地の管理運営や需要に応じた墓地区画等の整備を進め、地域と共存し市民に親しまれる環境づくりを進めます。火葬場についても、利用者への安定した火葬業務の提供に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市公園施設長寿命化計画 2014(平成26)年度
- 釧路市緑の基本計画 2001(平成13)年度

第7節 ごみ処理

〔現状と課題〕

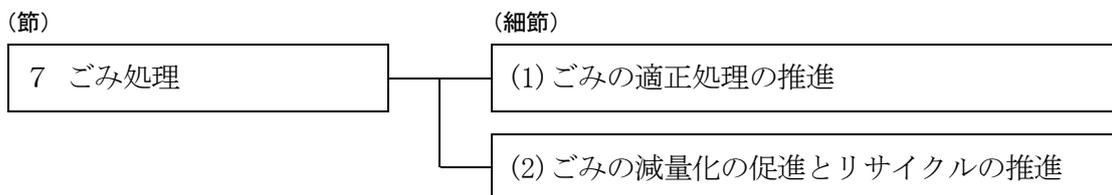
廃棄物処理についてはこれまで、各種関連法令の改正や制定に基づき、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めるため、廃棄ごみの適正処理に加え、リフューズ（発生源を断つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rの取り組みが進められています。

本市でも、循環型社会の構築を目標に、2005(平成17)年度の家庭ごみの有料化導入や新たな資源化、4Rの取り組み等により、廃棄ごみの大幅な減量化が図られました。

しかし、1人1日当たりの排出量では、近年、事業系ごみが増加傾向にあり、ごみの減量化や資源化をより確実に進める必要があります。これらの取り組みに加え、新たな最終処分場の整備を進め、一般廃棄物の適正処理を継続的に推進していくことが重要です。

また、自然災害などの非常時においても、通常廃棄物と併せて災害廃棄物の迅速かつ適正な処理ができるよう、平時における体制の整備が必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) ごみの適正処理の推進

安全で確実なごみ処理を実施するため、安定した収集体制の確立、資源化などの中間処理の充実、最終処分場の適正な維持管理に加え、新たな最終処分場の整備を進めるとともに、災害廃棄物の発生に対応する体制を整備します。

また、ごみのポイ捨て防止、排出時におけるマナー向上などの意識啓発や指導、不法投棄の未然防止・早期発見のための監視パトロールなどの対策を継続します。実施に当たっては、市民と行政との協働や、管内8市町村が共同で制定した「自然の番人宣言」による連携により、清潔できれいなまちづくりに努めます。

(2) ごみの減量化の促進とリサイクルの推進

家庭や事業者に対し、食品ロスの削減など、ごみの発生を抑えるための具体的な手法を情報提供するほか、適正な分別や排出方法に関する啓発を継続し、ごみの減量化や資源化を図ります。

また、町内会をはじめとした市民団体による集団資源回収の取り組みを広め、市民のリサイクルに対する意識の向上に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市一般廃棄物処理基本計画 2009(平成21)年度